

令和7年5月26日改正戸籍法施行

戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました

令和7年7月28日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名がハガキで通知されますので、「フリガナ」の通知を必ず確認しましょう！

通知は必ずチェックしてね！

戸籍制度マスコットキャラクター
【コセキツネ】からのお願い

出生等で 新たに戸籍に記載される方のフリガナ

令和7年5月26日施行改正戸籍法から、「氏名として用いられる漢字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ」というルールが設けられます。

認められる例

- ①漢字の読みの一部を充てる部分音訓
- ②熟語としての読み方が一般的な熟字訓
- ③直接読まない置き字

認められない例

- ①漢字の意味と無関係
- ②明らかに別の単語を加えた文字
- ③書き違いと誤解される文字
- ④差別的・卑猥、反社会的な読み方
- ⑤明らかに名前として不適切で、子供の将来に悪影響を及ぼす文字、また利益に反する文字

※俗に言うキラキラネームが制限されます。
必要に応じて届出を行った父母などに読み仮名の説明を求め、判然としないときは読み方の由来の説明を求めることがあります。

- ・振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。
- ・振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺に御注意ください。

戸籍に氏名のフリガナが記載されるまでの流れ

- ① 本籍地の市区町村から、戸籍に記載する予定の氏名のフリガナを郵送で通知します

誤りがないか必ず確認してください。

②フリガナが正しいとき

届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます

②フリガナが誤っているとき

氏名のフリガナの届出をしてください。※届出の詳細は下記を確認してください

- ③令和8年5月26日以降
本籍市区町村において戸籍に氏名のフリガナを記載します

※届出の詳細

■届出期間 令和8年5月25日まで

■届出方法

- ①郵送（通知ハガキに正しく記載して返送）
- ②市町村窓口（通知ハガキを持参）
- ③マイナポータルでオンライン届出

■届出資格

氏のフリガナ 原則として戸籍の筆頭者（配偶者とも相談）
名のフリガナ 各人（15歳未満のときは法定代理人）

■届出する場合の注意点

他の行政手続き（年金、パスポート）等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておき、届出するときの疎明資料としてください。

「旧氏の振り仮名」の記載について

令和7年5月26日施行住民基本台帳法の一部改正により、住所地の市区町村長から、施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（以下「旧氏記載者」という。）に対し、「住民票への記載をしようとする旧氏の振り仮名」を通知します。

- *旧氏の振り仮名が異なる場合
→記載の請求をする必要があります。
 - *旧氏の振り仮名が正しい場合
→記載の請求をする必要がありません。
- いずれの場合も令和8年5月26日以降に旧氏の振り仮名が住民票に記載されます。

なぜ、氏名のフリガナが記載されるの？

今まで氏名のフリガナは戸籍の記載事項とされておらず、法律上の根拠がありませんでした。（現在、住民票等で記載しているフリガナは行政手続上の必要性から便宜的に使用しているものです。）

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで次の効果が期待されます。

- *行政サービスのデジタル化の促進
- *本人確認情報としての利用
- *各種規制の潜脱行為の防止

戸籍の振り仮名制度の詳細は法務省ホームページで案内

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



問 富士見町役場住民福祉課住民係

TEL: 0266-62-9112

FAX: 0266-62-5228

E-mail: jumin@town.fujimi.lg.jp